

木造住宅の耐震補強を補助

▼昭和56年5月以前に建てられた、または建設中だった木造住宅の耐震補強工事を補助します。

STEP 1

無料耐震診断

▽市が専門家(静岡県耐震診断補強相談士)を派遣し、耐震診断を実施。住宅が地震に対してどの程度の耐力があるのか調査し、結果を説明。
※申し込みは、電話で随時受け付けています。

STEP 2

耐震補強計画作成

▽どこをどのように補強していくのか検討し、耐震補強工事を行うための計画を作成。
補助額／費用の3分の2以内(上限9万6000円)
※高齢者世帯などの場合は、費用の上限14万4000円を補助。

STEP 3

耐震補強工事実施

▽計画を基に、工事を実施。
補助額／50万円(上限)
※高齢者世帯などの場合は、70万円(上限)を補助します。
※耐震補強のPRに協力できる場合は、上限金額に15万円を足した金額を補助します。
PRの条件／「耐震補強工事実施中」の看板掲示(必須)かつ、①②のいずれか1つ
①耐震補強工事実施の動機文と工事完成後の写真提出
②現場・完成見学会を実施

補強計画から工事までを補助

▼耐震補強計画の作成から工事の実施までセットで補助する新制度です。
補助額／▽一般世帯90万円(上限)

▽高齢者等世帯110万円(上限)
※補強計画の作成から工事まで、同一年度内に完了させてください。
※工事を実施しなかった場合、補強計画作成の補助金のみを受けることはできません。従来の制度は別々の申請のため、工事を実施しなくても補助を受けられます。

補強計画作成費補助金は

今年度で終了します

▼新制度の導入により、従来の補助事業を今年度で終了します。

対象／補強計画の作成まで実施した人
※過去に、補助事業により補強計画を作成し、現在、耐震補強工事を実施していない人は、今年度中に工事を行うことで、補助を受けることができます。
※詳しくは、建築住宅課までお問い合わせください。



倒壊したブロック塀

あなたの家は 大丈夫?

災害に備え、わが家の耐震補強やブロック塀の見直しをしませんか。市の補助制度を紹介します。 ☎建築住宅課 ☎36-7184

家のブロック塀を確認しましょう!

- ☐ 塀は高すぎないか 塀の高さは地盤から2.2m 以下ですか?
 - ☐ 塀の厚さは充分か 10cm 以上ですか?
(高さが2m 以上で2.2m 以下の場合は、15cm 以上)
 - ☐ 控え壁があるか(高さ1.2m 以上の場合)
塀の長さ3.4m 以下ごとに、塀の高さの5分の1以上突出した控え壁がありますか?
 - ☐ 基礎があるか コンクリートの基礎がありますか?
 - ☐ 塀は健全か 傾いたり、亀裂が入っていませんか?
- ▷上のチェックが1つでも当てはまれば、地震による倒壊の危険性が高い「危険なブロック塀」です。撤去や改善を検討しましょう。

ブロック塀の撤去費用を補助 〔一般のブロック塀〕

補助対象／地震により倒壊・転倒の危険性があるブロック塀で、次のいずれかに該当するもの

- 道路に面する、高さ60cm 以上のもの
- 市が管理する公園に面する、高さ60cm 以上のもの
- 避難地または避難所に面する、高さ60cm 以上のもの

※全て、基礎および擁壁を除く高さ。
補助額／「撤去にかかる費用」と「撤去するブロック塀の延長に基準額(1mあたり9200円)を掛けたもの」を比較して、いずれか少ない額の2分の1以内(限度額10万円)

〔通学路沿いのブロック塀〕

補助対象／市内小学校に在学する児童が、集団登校の際に通る道(300m 圏内)に存する、地震により倒壊・転倒の危険性があるブロック塀で、次のいずれかに該当するもの

- 道路に面する、高さ60cm 以上のもの
- 市が管理する公園に面する、高さ60cm 以上のもの
- 避難地または避難所に面する、高さ60cm 以上のもの

※全て、基礎および擁壁を除く高さ。
補助額／「撤去にかかる費用」と「撤去するブロック塀の延長に基準額(1mあたり2万円)を掛けたもの」を比較して、いずれか少ない額の3分の2以内(限度額2万6000円)